

預金解約の一事例（資料）

池上 雅俊

資料 1 山田二郎の相続関係説明図

資料 2 『相続における戸籍の見方と登記手続』日本加除出版 の抜粋

資料 3 戸籍時報 No. 579 の抜粋

資料 4 大山英明の相続人 3 名への手紙
除籍謄本、「相続手続に関するご照会」、立替金等の領収書写しを同封した。
※立替金等の領収書写しは個人情報保護のため添付していません。

資料 5 相続分譲渡証明書

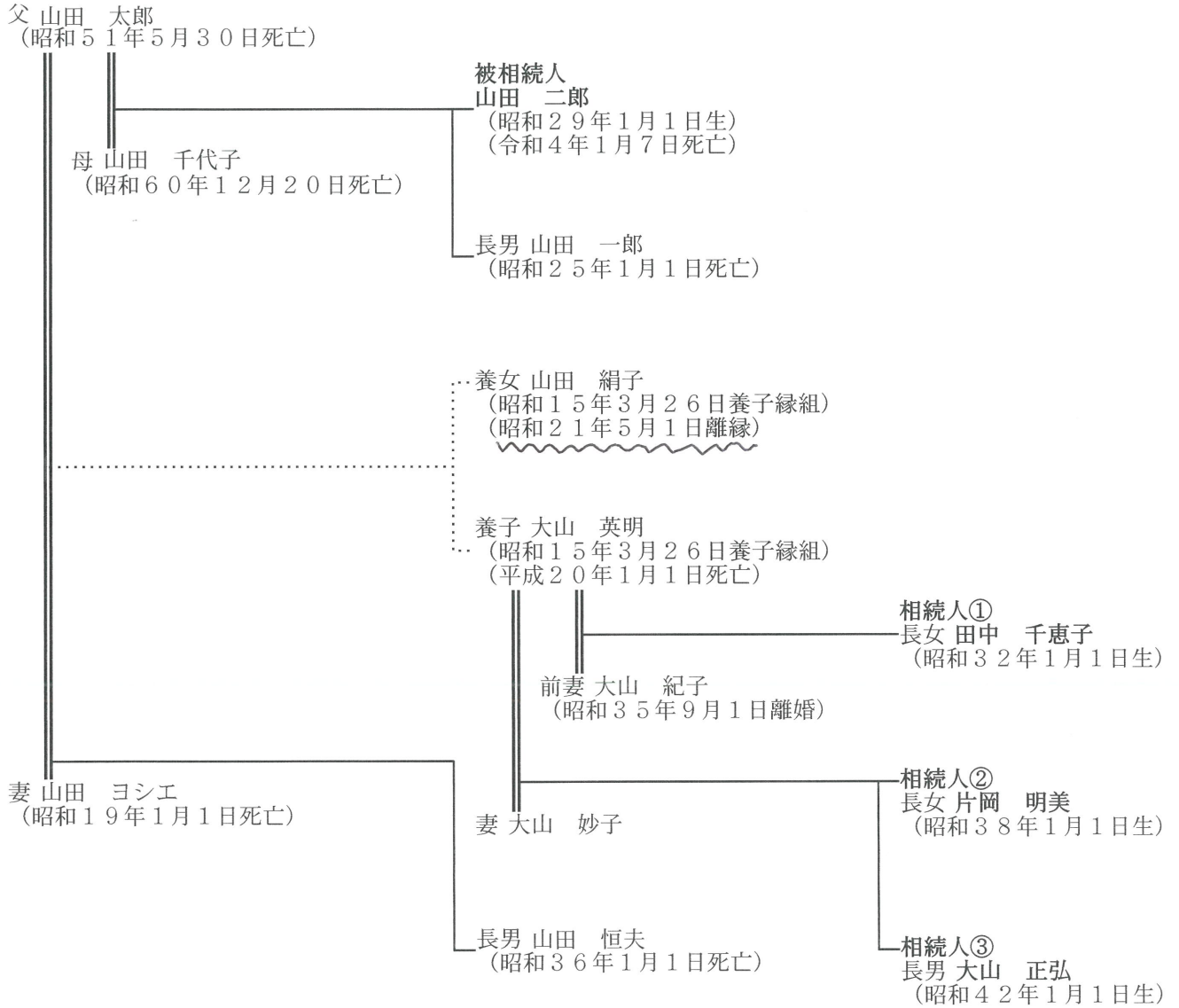
資料 6 委任状

資料 7 田中千恵子に送った委任状

被相続人 山田 二郎 相続関係説明図

最後の本籍 佐賀県唐津市唐津駅前一丁目1番

最後の住所 佐賀県唐津市南唐津二丁目3番4号 まつら医療福祉センター



【問109】 旧法当時、養子がさらに他人の養子となる縁組によって、当事者間及びその近親者間にどのような効果を生じたか。また、戸籍上第一養親及び第二養親と養子との縁組に関する記載はどのようになされたか。

【結論】

- 一 旧法当時、養子縁組によって他家から入った者が、さらに養子縁組によって他家に入っても、既成の養親子関係及びその他の養親族関係は消滅しなかった(明治三年三月一五日民刑三〇九号回答)。以上は現行法上も同様である。
- 二 転縁組しても、第一の養子縁組による養親子関係が継続するので、第二の養子縁組による養子の入籍戸籍には、第一の養親子関係を有する旨も記載される。この場合、養子の事項欄には第一の養親の表示も併せて記載される。しかし、養子の氏名欄右側(養父母欄と養父母との続柄欄)には、最後(第二)の養親の氏名と続柄のみが記載される。これは、現行法上も同様である(大正三年二月二八日民一二五号回答)(後掲「例」参照)。

【説明】

旧法当時、養子は転縁組をしても旧民法第七三〇条各項に該当しないので、養親子関係及びその他の養親族関係は消滅しない。したがって、第一の養親子関係を解消しない限り、転縁組によって重複した親族関係を生ずる。

また、転縁組の戸籍上の記載(後掲例示の戸籍参照)は、第二養親との縁組事項の中に、括弧書きにして実家戸主の氏名、本籍及び第一養親の氏名を記載することとされていた(大正五年二月一五日民一八三四号回答)。

【相続適格者認定上の留意点】

第三の「相続適格者認定上の基本的事項」のほか、以下のとおり。

旧法当時、数次の養子縁組をした者も現行法上と同じく重複した親族関係を有するので、民法の応急措置法及び現行法の施行後に実親のほか、数次の養親を被相続人とする相続開始について、それぞれの相続人としての地位を有す

る。

また、旧法当時数次の縁組をした者は、いったん各養親の戸籍に入籍し、かつ、現行の戸籍にも従前の転縁組事項が移記されているので、それらによって相続適格者を認定することができる。

【例】 転縁組における養子の戸籍の記載

山田春子は、養子縁組によって養父母(大川長助、あき)の戸籍に入籍した。その後、春子は甲野義一同人妻うめと養子縁組をした場合(転縁組)、春子は第二の養親の戸籍に入籍する。この場合、第一の養親の氏名は、事項欄に記載されるが、養父母欄は、第一の養親についてのみ設けられる。

なお、養子が法定の推定家督相続人であるとき(本例で養女春子のはかに嫡出男子、養子がないとき)は縁組によって他家に入ることはできなかつたし(旧民七四四条一項)、また、法定の推定家督相続人の男子がある者は、男子を養子とすることができなかつた(旧民八三九条)。

全訂第三版補訂

『相縁における戸籍の良方と登記手続』より抜粋

解を示し、「適切な取り扱い」を求める通知を出すことを明らかにした。厚労省は今回の通知で①条例の許可業者が廃棄物とは別に収集・焼却する。②条例の許可業者が収集し火葬場で焼却する。③医療機関が火葬場で焼却する一の先進事項を参考として提示し、各自治体に「適切に取り扱う」よう求める、というものである。また、同種条例の設置を求めることも検討されたが「国に権限はない」と見送られた。それに、医療機関側の規制も難しいとされ、実際の取扱いは「自治体任せ」が続きそうだ、ということである（朝日新聞平成一六・九・二五）。生命の尊厳を考えるならば、なぜ国の法律で定めなくて、自治体に任せるのか、との疑問が否定できない。自治体の行政処分という問題ではない、とここで強く指摘したい。

胎児の尊厳、さらに「人」と擬制する立場から、つぎの判例が注目される。それは、胎児に傷害を法的に事故で認定し

たケースである。それは、居眠り運転で対向車と衝突、妊婦とその後生まれた女児に傷害を負わせたとして業務上過失傷害罪についての鹿児島地裁の平成一五年九月三日の判決で、交通事故で胎児だったときに傷害を負った人を被害者として、業務上過失傷害罪が成立すると認めた最初のケースである。この判例の出現も胎児の人権の尊重からであつて、この判例とも照らし合わせると、中絶胎児も火葬による、この見方が当然法的に考えられる。今後の立法の動向に注目したい。

① 塩野寛 生命倫理への招待（南山 誌 三八頁）

② 塩野寛 前掲書 三九頁

（注）横浜地裁は一〇月五日、二週未満の中絶胎児を一般ゴミとして捨てていたとされる事件で、二週未満の中絶胎児を含む「感染性一般廃棄物」を業者に通知せずに捨てたとする廃棄物処理法（委託基

準）違反の罪で、元院長原田慶堂容疑者（62）を起訴した。中絶胎児を不法に投棄した行為に同罪を適用し医師を起訴するのは初めてのことである。原田元院長は起訴事実を認め、回クリニクを巡る捜査はこれで終結した。

なお、法律上「死体」として扱うと定められている二週以上の中絶胎児について、元院長は市の調査に対して捨てたことを認めたが、同地検は最終的に「遺棄の事実が特定できなかった」として死体遺棄・投棄罪などの適用を見送った。また、神奈川県警によると、中絶手術によって母体内で損傷を受けた胎児を母体外で切断することの違法性も立証できなかったという。

県警などは、「胎児は廃棄物ではないが、廃棄物と混合されて排出された場合には感染性一般廃棄物として取り扱う」とする環境省の見解を踏まえて立件に踏み切った、ということである（朝日新聞平成一六・一〇・六）。

一目でわかる 戸籍の処理



あんはとき こんはとき

～ 軽縁組における

養父母欄の記載について ～

大田区 戸籍住民課 高橋昌昭

全国の戸籍事務担当者のみならず、あけましておめでとうございます。

平成一七年を迎え、年未年始の届出の処理はもうお済みでしょうか。今年は、昨年よりも休日期間が短かったので、昨年よりは件数も少ないと思いますが、少ないとはいえ、届出人になかなか連絡のとれないもの等、少なからずあつたのではないのでしょうか。本誌が届く頃には、もうすべて完結し、一二月分の届書は管轄法務局に送付されていることを願っています。

昨年は、最近になく戸籍事務に関する取扱いの変更や新しい

事務等が示された年ではなかったでしょうか。本稿でも、性別変更に伴う続柄変更の処理を紹介したところですが、お役に立っているでしょうか。

また、電子情報処理組織、いわゆるコンピュータにより戸籍の事務処理を行う市区町村も五〇%を超え、次の段階として、戸籍関係証明や戸籍届出のオンラインによる申請や届出がこれから話題となってくるのではないのでしょうか。東京戸籍事務協議会においても昨年一月例会の分科会のテーマとして、日立情報サービスの方をお迎えして電子申請に係る説明会がなされたところです。

さて、今回は、養父母欄に関する処理方法について、事例を通して紹介したいと思います。

1 事例

すでに養子縁組をしている夫の氏で婚姻した妻が、今般、夫の父母の養女となる縁組があつた場合の養父母欄の記載はどのように記載したらよいか。

2 養子縁組における氏と戸籍の変動

養子縁組をした場合は、民法第八一〇条（注一）の規定により養親の氏を称し、養親の氏を称した養子は戸籍法第一八条三項（注二）の規定により養親の戸籍に入籍することを原則としています。

しかし、民法第八〇条(注1)には但書があり、「婚姻によつて氏を改めた者については、婚姻の際に定めた氏を称すべき間は、この限りでない。」と定められています。この但書は昭和六二年の養子法の改正の際、追加されたものです。

したがつて、本事例の場合には、夫の氏を称して婚姻した妻が養子縁組した場合ですから、婚姻の際に氏を改めた者であり、この但書に該当することになります。つまり、養親の氏は婚姻継続中には称さないため(離婚した場合や婚姻取消しになつた場合には婚姻前の氏に復するのではなく、養親の氏を称することになる)、養親の戸籍に入籍することはなく戸籍の変動はありません。

(注1) 民法〔養子の氏〕

第八〇条 養子は、養親の氏を称する。ただし、婚姻によつて氏を改めた者については、婚姻の際に定めた氏を称すべき間は、この限りでない。

(注2) 戸籍法〔子又は養子の入籍〕

- 第一八条 父母の氏を称する子は、父母の戸籍に入る。
- 2 前項の場合を除く外、父の氏を称する子は、父の戸籍に入り、母の氏を称する子は、母の戸籍に入る。
- 3 養子は、養親の戸籍に入る。

3 問題点

ここで問題となるのが養父母欄の記載をどのようにしたらよ

ヤ又数次養子縁組ヲ為シタルモノニシテ数人ノ養親存スルトキハ最終ノ縁組ニ因ルモノノミニ付記載スベキヤ又養子ト養親トノ続柄トハ養子養女又ハ増養子ト言フ続柄ヲ指スモノナリヤ

回 答

第七項 養親ノ氏名及養子ト養親トノ続柄ハ入籍、分家又ハ廃絶家再興ノ場合及養親カ死亡シタル場合ニ於テ之ヲ記載スベク数次養子縁組ヲ為シタル者ニ付テハ最後に養親ノ氏名及養親ト養子トノ続柄ヲ養子ノ戸籍中其ノ氏名ノ右側ニ記載シ(戸籍法施行細則附録第二号様式附属雛形中孝之丞ノ部参看)前養親ノ記載ニ付テハ戸籍法施行細則附録第四号戸籍記載例十九括弧内ノ記載例ニ準スベク前々養親ノ記載ヲ要セス養子ト養親トノ続柄ハ貴員ノ通

5 具体的な処理方法

原則的な取扱いを説明してきましたが、それでは具体的にどのようにしたらよいのでしょうか。

(1) 紙戸籍の処理の場合

紙戸籍の場合に、戸籍の変動を伴わない養子縁組における養父母の氏名の記載は、すでに記載されている養父母欄の記載をなくす訳にはいかないことから、前記4の原則的な取扱いはできないこととなります。

したがつて、すでに記載されている養父母欄の左側に今回の、

いかということ。前述したようにこの妻は養親の氏を称さないことから、戸籍の変動がない。すなわち、すでに養子縁組をしていることから養父母欄の記載がなされていることから、疑問を生じたものと思われま

4 養父母欄の氏名の記載

本事例のような転縁組の場合の養父母の記載については、最後の縁組の養父母を記載することを原則としています(大正三年一月二八日民第一二二五号回答・注3)。

これは、前提として養子縁組により養親の戸籍に入籍することから戸籍の変動を伴い、すでにされている縁組の養父母の記載は移記しない取扱いを意味しています。

なお、養親子関係については、身分事項の縁組事項については、縁組が継続している場合には、必ず移記がなされ、それにより公証することができるためです。

(注3) 大正三年六月二六日付発第三一七号山口区裁判所監獄判事問合・大正三年一月二八日付民第一二二五号法務局長回答

第七 戸籍法第十八条第八号ノ養親ノ氏名及養子ト養親トノ続柄ハ入籍、分家又ハ廢絶家再興ノ如キモノニ付テモ養親ノ生存スルト否ト問ハス常ニ記載スベキモノナルヤ若シ然ラストセハ如何ナルモノニ付テモニ記載スベキモノナル

縁組の養父母の氏名を記載します。

この場合に名の記載ぎりぎりまで養父母欄の記載がされている場合には、記載することができないため、戸籍法施行規則第二条二項(注4)の規定により掛紙をすることになります。ただし、この場合に謄抄本作成の場合を考えた場合、掛紙をするよう注意しなければなりません。これは、複写機で謄抄本を作成する場合は、原本と同様に作成しなければならないことから、掛紙をめくつて複写すると複写できない部分が生じることになるからです。どうしてもならない場合は、戸籍法施行規則第二条(注5)の規定により手書き(タイプ・パソコン等)で作成するほかありません。

これらの理由から、なるべく掛紙をしないように今記載されている養父母欄の左側に記載し、タイプで記載する余白がなければ手書きで記載するなど工夫して、処理したほうがよろしいのではないかと思います。

(注4) 戸籍法施行規則(戸籍が放棄にわたり、又は一部分を用いつくした場合)

第二条 2 戸籍用紙の一部分を用いたときは、掛紙をすることができる。この場合には、市町村長は、職印で掛紙と本紙とに契印をしなければならない。

(注5) 戸籍法施行規則(謄本及び抄本の様式等)

第二二条 戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本は、原本と同一の様式によつてこれを作らなければならない。

- 2 謄本又は抄本には、市町村長が、その記載に接続して、附録第十五号書式による附記をし、且つ、これに職氏名を記し、職印をおさなければならない。
- 3 謄本又は抄本が教養にわたるときは、市町村長は、毎葉に職印による契印をし又は加除を防止するため必要なその他の措置をしなければならない。
- 4 謄本又は抄本に掛紙をした場合には、市町村長は、職印で接ぎ目に契印をしなければならない。

(2) コンピュータ処理の場合

コンピュータ処理の場合には、記録する項目は基準書（平成六年一月一日付け民二第七〇〇二号通達）及び民事法務協会が作成した標準仕様書により定められています。

これらによれば、養父母の氏名の記載は、一つの養父母の氏

名のみ記録できるように示されており、転縁組の場合にも最後の養父母の氏名のみを記録することとなります。これは、前記4の原則に基づいたものと思われる。

6 転籍した場合の養父母の氏名の記載について

前記5の(1)の場合に転籍等により移記する場合には、前記4の原則により最後の縁組の養父母の氏名を記載することになります。

本年もこれまで以上に戸籍事務担当者みなさんにお役に立てるものを掲載していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。また、こんなときどのように処理したら、いいのだろうかというようなことがありましたら、編集部の方までお願いいたします。

新版 一目でわかる 戸籍受附帳の実務 — コンピュータによる受付ファイルの基本と考え方 —



●高橋昌昭 著

【目次】

I 総 則

- 1 戸籍受附帳の調製 / 2
- 戸籍受附帳各欄への記載方
- 法 / 3 戸籍受附帳の訂正方

- 法 / 4 戸籍受附帳の閉鎖(終
- 結) / 5 戸籍受附帳の保存
- 期間 / 6 戸籍受附帳の廃
- 棄 / 7 電子情報処理組織

による戸籍受附帳

II 各 則

III 資 料

- 平成15年9月刊
- B5判・248頁・3,360円
- 4-8178-1271-0

国 籍 相 談

No.368

法務省民事局民事第一課職員

日本人男性と台湾人女性との間に嫡出でない子として出生した子の日本国籍取得について

【問】私の孫のことについて相談します。私の息子（日本人）は五年ほど前、当時日本に来ていた台湾出身の女性と知り合い、二人の間には子が日本で生まれました。息子はその女性と結婚していませんでしたが、子については出生後に認知をしています。ところが、母親である女性は、出産後に行方不明になってしまいました。このため、息子が家庭裁判所に申立を行い、孫の親権者となりました。そして、私も息子とともに孫と同居し、息子と協力して孫の面倒を見てきました。孫は現在三歳です。

しかし、先日、息子は不慮の事故で亡くなってしまいました。私は連れ合いにも先立たれていますので、現在、残された孫と二人きりで生活しています。孫の母親とは現在も連絡が取れない状況ですが、私は祖母として引き続き今後も孫の面倒を見て

いくつもりです。

私は、今後、孫が日本で暮らしていくためには、日本国籍が必要だと考えています。そこで質問ですが、息子が孫を認知したことにより、孫は日本国籍を取得しているのでしょうか。

また、もし、認知によっても日本国籍を取得しないとすれば、日本国籍を取得する方法を教えてください。

なお、孫の母親と孫とは台湾戸籍に記載されており、孫は台湾護照（旅券に相当）の発給を受けています。

【答】一 まず、お孫さんの国籍について考えてみます。

① 我が国の国籍法は、第二条第一号において、出生時に父又は母が日本国民であるとき、子は日本国民とする旨を定めています（注1）。しかし、ここでいう「父」とは、法律上の父でなければならず、事実上の父は含まれません。

法律上の父子関係が認められるのは、子が父母婚姻中の嫡出子である場合や、父が胎児認知を行った場合などです。あなたのお孫さんは、出生後に息子さんから認知されていることですが、我が国の国籍法は、生後認知による日本国籍の取得を認めていません（国籍法第三条第一項参照）。これは、父の認知により子の意思に基づかず国籍が当然に変動することは、憲法が定める個人の尊厳の精神に合致しないと考えられるからです。

また、民法第七八四条は、認知の効果は出生の時にさかの

田中 千恵子 様

お手数をおかけいたしますが、同封しております「相続手続に関するご照会」にご記入いただき、私にあなた様のお考えをお聞かせ願えませんかでしょうか。

生前の事情など全く存じ上げないであろうあなた様方に、突然このような連絡をして混乱させてしまうことを大変心苦しく思っております。本来ならば、皆様のご自宅へ出向いてご説明すべきところ、お電話番号もわかりませんし、新型コロナウイルスの感染などもまだまだ不安な世情でございましたので、手紙にて失礼いたしました。

私の説明ではわかりづらい点も多々ございますので、ご不明な点がございましたら、下記記載の司法書士事務所までお問い合わせ下さい。何卒、よろしくお願い申し上げます。

【書類の返送先】

〒847-0071 佐賀県唐津市和多田海士町 5 番 22 号
いけうえ司法書士事務所
司法書士 池上 雅俊
電話 0955-88-9075

令和 4 年 5 月 / 日

兵庫県明石市〇〇町ノノノ番地

中島 正 印

私は、山田二太郎の母山田千代子の親類 中島正と申します。

まずは、突然このような手紙を送らせていただきましたこと、不躰をお詫び申し上げます。

私は、千代子から依頼を受け、知的障害をもっていた山田二太郎の生活全般・財産管理全般を任されており、千代子が亡くなったあとは後見人として世話を続けておりました。二太郎は令和 4 年 1 月 7 日に亡くなりました。葬儀や供養、施設の支払いなどは済んでおります。

私は、葬儀費用やお寺の維持管理など様々な費用を立替えており、二太郎の預金から出せると考えていたので安心していただけのですが、銀行の窓口にて預金を解約しようとしたところ、後見人であった私は財産管理などの全てを任されていたとはいえ遺言書などが無い限り相続人ではないので手続きできないと言われました。

相続人はいないものと思っておりましたので、銀行に紹介された佐賀県唐津市のいけうえ司法書士事務所に相続財産管理人の選任申立書の作成をお願いしました。司法書士事務所が相続関係を調査したところ、あなた様のお父上である大山英明様が山田太郎と養子縁組したままだったので、二太郎と兄弟関係にあり、あなた様方が法定相続人になるということでした。二太郎は知的障害を持っており身体障害もあったため、長年、障害者施設に入所していたため借金などはございません。SK 銀行唐津支店の預金以外は財産もございません。

こちらの都合で大変恐縮ではございますが、預金解約の手続きに協力していただけませんでしょうか。当然、手続きにかかる費用などは全て私の方で負担しますし、手続きに協力していただけたら幸いです。それなりのお礼もさせていただきます。

1704(第1)

除 籍		(1の1) 全 部 事 項 証 明
本 籍 氏 名	佐賀県唐津市 唐津駅前一丁目1番 山田 太郎	
戸籍事項 戸籍改製 戸籍消除	【改製日】平成16年9月4日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製 【消除日】令和4年 / 月 / 8日	
戸籍に記録されている者 除 籍	【名】 太郎 【生年月日】明治42年 / 月 / 日 【父】山田 甲 【母】山田 乙 【続柄】四男	
戸籍に記録されている者 除 籍	【名】 二郎 【生年月日】昭和29年 / 月 / 日 【父】山田太郎 【母】山田千代子 【続柄】二男	
身分事項 出 生	【出生日】昭和29年 / 月 / 日 【出生地】長崎県北松浦郡○○町 【届出日】昭和29年 / 月 / 日 【届出人】父 【送付を受けた日】昭和29年 / 月 / 日 【受理者】長崎県北松浦郡○○町長	
後 見	【禁治産宣告の裁判確定日】昭和61年12月13日 【後見人就職日】昭和61年12月13日 【後見人】中島 正 【後見人の戸籍】兵庫県明石市○○町123番地 中島 正 【届出日】昭和61年12月22日 【送付を受けた日】昭和61年12月25日 【受理者】兵庫県明石市長	
死 亡	【死亡日】令和4年 / 月 / 7日 【死亡時分】午後6時 【死亡地】佐賀県唐津市 【届出日】令和4年 / 月 / 8日 【届出人】親族 中島 正	
		以下余白

発行番号

これは、除籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和4年 月 / 日

佐賀県唐津市長

峰 達郎



相続手続に関するご照会

ご検討の上、ご記入していただき返信用封筒でご返信願います。

お名前 _____

お電話番号 _____

(1)ご希望されるものにチェックして下さい。

中島正の意向どおり手続きに協力してもよい。

被相続人 山田二郎の相続放棄をしたい。

→ 佐賀家庭裁判所唐津支部に相続放棄申述書を提出する必要があります。

その他（下記に詳細をご記入ください。）

(2)ご要望などがございましたら、ご記入ください。

※ 本書は、相続人の皆様にお送りしております。相続人の皆様にお考えを伺ってからでないと手続きの方針が決まりませんので、しばらくお待ちいただく場合がございます。ご容赦ください。

相続分譲渡証明書

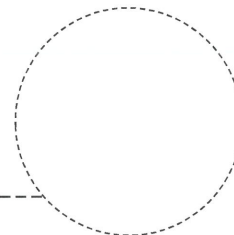
被相続人 山田 二郎
最後の本籍 佐賀県唐津市唐津駅前一丁目1番
最後の住所 佐賀県唐津市南唐津二丁目3番4号 まつら医療福祉センター

令和4年1月7日被相続人の死亡により相続が開始したところ、
私の有する相続分の全部を下記の者に譲渡いたします。

令和 年 月 日

(住所)

(氏名)



記

譲受人

住所 兵庫県明石市〇〇町123番地
氏名 中島 正
生年月日 昭和15年〇月〇日

委任状

事務所 佐賀県唐津市和多田海士町5番22号
氏名 司法書士 池上 雅俊
(住所 佐賀県唐津市〇〇町1234番地5)

私は、上記の者を遺産承継業務の受任者に選任し、亡 山田二郎 (以下、「被相続人」という。) の相続財産等を承継するため必要な法律行為その他一切の事務を処理する権限を委任する。

【被相続人の表示】

氏名 山田 二郎 (令和4年1月7日死亡)
生年月日 昭和29年1月1日
最後の本籍 佐賀県唐津市唐津駅前1丁目1番
最後の住所 佐賀県唐津市南唐津2丁目3番4号 まつら医療福祉センター

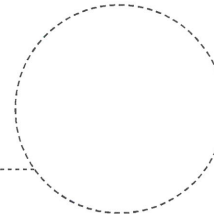
委任事務の内容

- ① 金融機関、証券会社、保険会社等に対する現存照会または残高証明の請求および受領、各種書類または証書類の提出および受領、預貯金の解約および解約金の受領、貸金庫取引の解約並びに保管物の回収、株式・有価証券等寄託物件の返還および売却または相続移管並びに受渡し、払戻金・満期金・保険金・給付金・売却代金等の請求並びに受領、連絡、照会、その他預貯金・生命保険・株式・有価証券類の承継手続
- ② 祭祀承継手続および墳墓地の名義変更手続
- ③ 前各号の事務処理のため必要な戸籍謄本、住民票写し、法定相続情報一覧図、固定資産評価証明書等官公署の発行にかかる証書類の請求並びに受領
- ④ その他、被相続人の相続財産の承継のため必要な一切の事務

令和 年 月 日

委任者 住所
氏名

生年月日 昭和 年 月 日



委任状

事務所 佐賀県唐津市和多田海士町5番22号
氏名 司法書士 池上 雅俊
(住所 佐賀県唐津市〇〇町1234番地5)

私は、上記の者を遺産承継業務の受任者に選任し、亡 山田二郎 (以下、「被相続人」という。) の相続財産等を承継するため必要な法律行為その他一切の事務を処理する権限を委任する。

【被相続人の表示】

氏名 山田 二郎 (令和4年1月7日死亡)
生年月日 昭和29年1月1日
最後の本籍 佐賀県唐津市唐津駅前一丁目1番
最後の住所 佐賀県唐津市南唐津二丁目3番4号 まつら医療福祉センター

委任事務の内容

- ① 株式会社S K銀行唐津支店に対する現存照会または残高証明の請求および受領、各種書類・証書類の提出および受領、預金の解約および解約金の受領
- ② 祭祀承継手続および墳墓地の名義変更手続

令和 年 月 日

委任者 住所
氏名

生年月日 昭和 年 月 日